

新宿区教育委員会会議録

平成30年第2回臨時会

平成30年3月28日

新宿区教育委員会

平成30年第2回新宿区教育委員会臨時会

日 時 平成30年3月28日(水)

開会 午後 3時00分

閉会 午後 3時30分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

教 育 長	酒 井 敏 男	教育長職務代理者	羽 原 清 雅
委 員	今 野 雅 裕	委 員	星 野 洋
委 員	古 笛 恵 子		

説明のため出席した者の職氏名

中 央 図 書 館 長	藤 牧 功太郎	教 育 調 整 課 長	齊 藤 正 之
教 育 指 導 課 長	長 田 和 義	学 校 運 営 課 長	菊 島 茂 雄
統 括 指 導 主 事	坂 元 竜 二	統 括 指 導 主 事	小 林 力
統 括 指 導 主 事	波多江 誠		

書記

教 育 調 整 課 高 橋 和 孝	教 育 調 整 課 係 薬 袋 和 明
管 理 係 主 査	

議事日程

議 案

- 日程第1 第9号議案 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長が臨時代理を執行した件に関する承認について
- 日程第2 第10号議案 新宿区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第3 第11号議案 新宿区教育委員会非常勤職員の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第4 第12号議案 新宿区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則
- 日程第5 第13号議案 新宿区教育委員会事務局に勤務する指導主事の旅費支給規則の一部を改正する規則
- 日程第6 第14号議案 新宿区教育委員会事案決定規程の一部改正について
- 日程第7 第15号議案 平成31年度使用新宿区立小学校教科用図書の採択手続きについて
- 日程第8 第16号議案 新宿区学校問題等調査委員会委員の委嘱について

報 告

- 1 「DVD本体の保管場所の変更」(四谷図書館)について(中央図書館長)
- 2 その他

◎ 開 会

○教育長 ただいまから平成30年新宿区教育委員会第2回臨時会を開会します。

本日の会議には、菊田委員が欠席しておりますが、定足数を満たしております。

本日の会議録の署名者は、星野委員にお願いいたします。

◎ 第9号議案 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長が臨時代理を執行した件に関する承認について

◎ 第10号議案 新宿区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

◎ 第11号議案 新宿区教育委員会非常勤職員の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則

◎ 第12号議案 新宿区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

◎ 第13号議案 新宿区教育委員会事務局に勤務する指導主事の旅費支給規則の一部を改正する規則

◎ 第14号議案 新宿区教育委員会事案決定規程の一部改正について

◎ 第15号議案 平成31年度使用新宿区立小学校教科用図書の採択手続きについて

◎ 第16号議案 新宿区学校問題等調査委員会委員の委嘱について

○教育長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 第9号議案 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長が臨時代理を執行した件に関する承認について」、「日程第2 第10号議案 新宿区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」、「日程第3 第11号議案 新宿区教育委員会非常勤職員の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則」、「日程第4 第12号議案 新宿区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則」、「日程第5 第13号議案 新宿区教育委員会事務局に勤務する指導主事の旅費支給規則の一部を改正する規則」、「日程第6 第14号議案 新宿区教育委員会事案決定規程の一部改正について」、「日程第7 第15号議案 平成31年度使用新宿区立小学校教科用図書の採択手続きについて」、「日程第8 第16号議案 新宿区学校問題等調査委員会委員の委嘱

について」を議題とします。

それでは、第9号議案から第16号議案の説明を教育調整課長からお願いします。

○教育調整課長 それでは、第9号議案から第16号議案までを一括して御説明させていただきます。

お手元の議案概要をごらんください。

第9号議案 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長が臨時代理を執行した件に関する承認についてでございます。

こちらは、条例改正などに際して、区長に対し教育委員会の意見を述べる事務につきましては、教育委員会の権限に属するものとして教育委員会で審議いただくべき事案としておりますが、先日の新宿区長等の退職手当に関する条例の改正内容につきましては、教育委員会の日程の確保ができなかったため、教育長が臨時代理を執行し、今回の条例改正に異議がないとの意見を述べたものでございます。

ついでには、新宿区教育委員会の臨時代理に関する規則に基づき、本議案により教育委員会の承認を受けるものでございます。

なお、新宿区長等の退職手当に関する条例の改正につきましては、教育長の退職手当を算定する際の基礎となる支給月数について、勤続1年当たり2.4月となっていたものを、平成30年4月1日から0.07月分減額し、2.33月に改定するものとなっております。

議案を1枚おめくりいただきまして、こちらにただいま御説明いたしました臨時代理の概要等を記載しています。

さらに1枚おめくりいただきますと、新旧対照表がございますので、そちらをごらんください。

第3条では、各特別職の退職手当の勤続1年当たりの支給月数の割合を定めておりますが、これを先ほどの説明のとおり改定するものです。

附則ですが、この条例を平成30年4月1日から施行することと定めております。

議案の1枚目にお戻りいただきまして、第9号議案の提案理由ですが、新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長が臨時代理を執行した件に関して、新宿区教育委員会の臨時代理に関する規則第3条第1項の規定に基づき、教育委員会の承認を受ける必要があるためでございます。

続きまして、第10号議案 新宿区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則について御説明いたします。

本議案につきましては、国や東京都の昇給制度や公民の初任給の状況も踏まえ、幼稚園教育職員の初任給調整号数を廃止するものでございます。

現在、幼稚園教育職員で大学卒業後、直ぐに任用された者、いわゆる新卒の職員については、初めての昇給の際、これは採用後1年後になるわけですが、初任給調整号数といたしまして一律2号給、約4,000円分を加算しているものでございます。

この初任給調整号数につきましては、区職員の初任給が民間よりも低かった時期に、これを是正するために設けられたもので、当時は東京都も同様の制度を採用しておりましたが、現在、東京都でもこの制度を廃止しており、国も同様の制度を採用していない状況です。

あわせて、例年の給与改定で初任給の公民格差の是正が進んでいることも踏まえまして、この初任給調整号数を廃止するものでございます。そのほか、文言の整理、引用条項の整理等の規定の整備を行います。

議案から2枚おめくりいただきまして、新旧対照表をごらんください。

第4条では、引用条項の整理等を行います。第4条の2では、2ページにございます第1号が初任給調整号数の根拠となっております、これを削除いたします。そして第2号については、年度途中で任用された職員に関する規定となっておりますが、その内容につきましては、1ページ目の本文に組み入れる形で今回改正をするため、こちらの第2号は削除いたします。

第6条第3項は、一定の条件を満たす者については、平成18年度以降、当時の給料額を保証する旨を規定したものでありますが、現在においては対象者がおりませんので、この項については、今回の改正に伴い、合わせて削除するという対応となります。

2ページが一番下から4ページの上部までの、第10条、第13条、第16条につきましては、文言の整理と引用条項の整理による改正です。

4ページの中段、別表第2につきましては、この表の一番右の調整号数の欄で、実際に加算する初任給調整号数を定めております。また、備考でその補足事項を定めておりましたが、初任給調整号数の廃止に合わせて、この欄を削除いたします。

なお、施行期日ですが、平成30年4月1日から施行するものです。

1枚目にお戻りいただきまして、第10号議案の提案理由ですが、初任給調整号数を廃止するほか、所要の改正を行う必要があるためでございます。

続きまして、第11号議案 新宿区教育委員会非常勤職員の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則について御説明いたします。

議案概要をごらんください。

本議案につきましては、一般職員の給与改定等を踏まえ、教育委員会非常勤職員の報酬の額を学校医等の一部の職を除き、改定するものでございます。

なお、職の新設や廃止、名称の変更等については、今回ございません。

それでは、議案文から3枚おめくりいただきますと、新旧対照表がございますので、そちらをごらんください。

非常勤職員の職ごとに報酬額が規定されておりますが、これを左側の改正後（案）のとおり、改定をするものでございます。

なお、施行期日につきましては、平成30年4月1日から施行するものです。

1枚目にお戻りいただきまして、第11号議案の提案理由ですが、教育委員会非常勤職員の報酬の額を改定する必要があるためでございます。

続きまして、第12号議案 新宿区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則についてでございます。

この12号議案から13号、14号議案までについては、今回新たに設置する主任指導主事に関係する議案となります。

それでは、内容を御説明いたします。

第12号議案につきましては、平成30年度から統括指導主事の上位の職である主任指導主事が教育委員会事務局に勤務することとなったため、組織規則を改正し、主任指導主事の設置及び職責について定めるものでございます。

新旧対照表をごらんください。

第4条第3項で、設置できる職として、主任指導主事を新たに追加する改正を行います。

また、第8条では、新たに第3項を新設し、主任指導主事の職責を規定いたします。

附則といたしまして、施行期日ですが、平成30年4月1日から施行するものでございます。

1枚目にお戻りいただきまして、第12号議案の提案理由ですが、主任指導主事を設置できることとするほか、その職責を定める必要があるためでございます。

続きまして、第13号議案、新宿区教育委員会事務局に勤務する指導主事の旅費支給規則の一部を改正する規則についてです。

本議案は、先ほどの第12号議案で御説明いたしました主任指導主事の設置を踏まえ、定義規定を設けて、主任指導主事等の旅費の支給についてもこの規則が適用されることを明示するほか、必要な規定の整備を行うものでございます。

議案文から2枚おめくりいただきまして、新旧対照表をごらんください。

第1条で文言の整理を行い、第2条では新たな定義規定として、指導主事という用語に、主任指導主事及び統括指導主事が含まれるものとするものです。

なお、現行の第2条の規定には、旅費の支給に当たり、各指導主事の区分に応じた区の職員の級を下段にあります別表のとおり定めていたものですが、既に職員の級にかかわらず旅費の額を一律とする条例改正が行われていることから、その内容について削除するものです。

第3条は、準用規定ですが、読みかえ規定の文言を整理いたします。別表は、先ほどの第2条の改正に伴い、削除いたします。

施行期日ですが、平成30年4月1日から施行するものです。

第13号議案の提案理由です。主任指導主事の設置を踏まえ、必要な規定の整備を行う必要があるためでございます。

続きまして、第14号議案 新宿区教育委員会事案決定規程の一部改正についてです。

本議案につきましても、先ほど同様、主任指導主事の設置を踏まえ、事案決定規程の一部を改正するものでございます。

教育指導課長または教育支援課長が不在の場合、指導主事等の担当職務については、事案の決定権を有する職員が不在の場合にこれを代行する代決と、事案の決定経過に関与する職員が不在の場合にこれを代行する決定関与の代行を統括指導主事が行うことができるものとするなどの規定整備を行うものでございます。

また、この一部改正により、新宿区教育委員会文書等取扱規程と新宿区教育委員会事務局職員等の出張等に係る事案の決定等の特例を定める規定で引用している条項番号が変更となるため、それぞれの規定における引用条項の整備もあわせて行うものです。

議案文から2枚おめくりいただき、新旧対照表をごらんください。

まず、事案決定規程の第2条では、新たに第7号として、主任指導主事を加えます。また、第5条の事案の代決についての規定では、表で本来の決定権者と不在の場合に代決を行える者を規定しておりますが、表の3段目で、主任指導主事を加える文言整理を行い、4段目で教育指導課長または教育支援課長が不在の場合に主任指導主事が代決を行えると定めるほか、主任指導主事が設置されていない場合には統括指導主事がこれに当たることとします。

第6条の第2項では、主任指導主事に審議を行わせる旨を規定します。

次の2ページの第8条では、事案の決定関与の代行について、第5条と同様に4段目で教育指導課長または教育支援課長が不在の場合に、主任指導主事が決定関与の代行を行える旨

を定めます。

その下の別表第1においては、事務の引き継ぎと服務等の項目で主任指導主事を加える改正を行っています。

続けて、新宿区教育委員会文書等取扱規程の新旧対照表がございますので、そちらをごらんください。

第3条の第11号で、新宿区教育委員会事案決定規程を引用している部分がございますが、先ほどの改正で引用している条項の番号が繰り下がるため、引用条項の整備を行います。

また、次のページには、新宿区教育委員会事務局職員等の出張等に係る事案の決定等の特例を定める規程の新旧対照表がございますが、こちらも第2条で同様の引用条項の整備を行うものです。

それでは、1枚目にお戻りいただきまして、第14号議案の提案理由ですが、主任指導主事の設置を踏まえ、必要な規定の整備を行う必要があるためでございます。

続きまして、第15号議案 平成31年度使用新宿区立小学校教科用図書の採択手続きについてです。

本議案は、平成31年度に新宿区立小学校において使用する教科用図書の採択に際し、教科用図書審議委員会における調査手続きを定めるものです。

なお、平成31年度使用新宿区立小学校教科用図書の採択手続きの詳細につきましては、この後、教育指導課長より御説明いたします。

○教育指導課長 それでは私から、平成31年度使用新宿区立小学校教科用図書の採択手続きについて、御説明いたします。

新宿区立学校において使用する教科用図書採択に関する要綱が本日、参考資料としてございます。そちらをごらんいただければと思います。

要綱の第4条では、教科用図書を採択しようとする場合には、教科用図書審議委員会を設置し、全ての教科用図書に関する調査・審議を答申するよう諮問するとされ、第5条の第3項（1）に審議委員会の下部組織として教科用図書調査委員会を設置し、同第3項（2）に示されておりますように、全ての教科用図書について調査及び資料作成を依頼することとされています。

平成31年度に使用する教科用図書は、平成29年度に教科書検定を受けた教科用図書の中から採択を行います。平成29年度の教科書検定では、新たな図書、新たな教科書の申請がなかったため、基本的には前回の平成25年度検定合格図書等の中から採択を行うこととなります。

よって、今回の採択においては、審議委員会では平成25年度検定合格図書等については、既に全ての教科用図書について調査委員会の調査及び調査資料の作成を行っているため、改めて調査及び調査資料の作成は依頼せず、平成26年度に行った教科書採択の資料を使用して、平成30年度の教科書採択を行います。

ただし、平成30年度に行う、現在使用されている教科書に関する学校調査の結果、調査委員会の調査が必要と判断された場合は、この限りではありません。

以上が今回の教科用図書の採択の手続きとなります。

○**教育調整課長** それでは、1枚目にお戻りいただきまして、第15号議案の提案理由ですが、平成31年度使用新宿区立小学校教科用図書採択における教科用図書審議委員会調査の手続きを定める必要があるためでございます。

最後に、第16号議案 新宿区学校問題等調査委員会委員の委嘱について御説明いたします。本議案は、学校問題等調査委員会の設置要綱の規定に基づき、委員の委嘱をするものでございます。

1枚おめくりいただきまして、今回委嘱をする3名のお名前が出ております。

委嘱をする委員につきましては、石黒清子委員、平澤恭子委員、若林彰委員、いずれの委員も再任となっております。任期につきましては、平成30年4月1日から平成32年3月31日までの2年間となります。

第16号議案の提案理由ですが、新宿区学校問題等調査委員会設置要綱第3条第5項第1号から第3号までの規定に基づき、新宿区学校問題等調査委員会委員を委嘱する必要があるためでございます。

以上で説明を終わります。

○**教育長** 説明が終わりました。

それでは、第9号議案について、御意見、御質問をお願いいたします。

どなたかございますでしょうか。

[発言する者なし]

○**教育長** もしも御意見、御質問がなければ、討論、質疑を終了したいと思います。

第9号議案について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○**教育長** 第9号議案は、原案のとおり決定をいたしました。

次に、第10号議案について、御意見、御質問をお願いいたします。

[発言する者なし]

○教育長 御意見、御質問がなければ、討論、質疑を終了いたします。

第10号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 ありがとうございます。第10号議案は、原案のとおり決定をいたしました。

次に、第11号議案、非常勤職員の報酬の改定ですけれども、御意見、御質問ございますでしょうか。

○羽原委員 大まかでいいんですが、新宿区教育委員会の非常勤という人はどのくらいいるのでしょうか。比率でもいいですが。

○教育長 人数ですか。

○羽原委員 ええ。後ほどでもよいですが。

○教育長 スクールコーディネーターなどを入れると、かなりの数を各校に配置しています。人数については後ほど御説明いたしますけれども、原案についての質疑として、原案どおりと決定させていただいてよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 では、第11号議案は原案のとおり決定をいたします。また、後ほど説明をさせていただきます。

次に、第12号議案について御意見、御質問をお願いいたします。

[発言する者なし]

○教育長 第12号議案について御意見、御質問なければ、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 では、第12号議案について原案のとおり決定いたしました。

次に、第13号議案です。第12号議案に伴うとの説明でしたけれども、御意見、御質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 なければ、第13号議案について原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 では、第13号議案については原案のとおり決定いたしました。

次に、第14号議案です。事案決定規程の変更ですが、御意見、御質問ございますでしょうか。

か。よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○教育長 では、なければ質疑を終了させていただきます。

第14号議案について原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 では、第14号議案については原案のとおり決定をいたしました。

第15号議案についてお諮りいたします。

御意見、御質問等ございますでしょうか。教科書採択ですが、よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○教育長 御質問等なければ、討論、質疑を終了いたします。

第15号議案について原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 ありがとうございます。

第16号議案について、御意見、御質問等ございますでしょうか。全員再任ということですが、けれども、よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○教育長 御意見、御質問ないようでしたらば、第16号議案の質疑を終了いたします。

第16号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 ありがとうございます。

第16号議案を原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の議事を終了いたしますが、後ほどとしていた説明をお願いします。

○教育調整課長 先ほど羽原教育長職務代理者から御質問がございました教育委員会非常勤職員の人数でございますが、学校医を除きまして平成29年度652名という実績でございます。

○教育長 よろしいでしょうか。

○羽原委員 比率的には。

○教育調整課長 教育委員会事務局の職員が126名、教育委員会の所管する学校に勤務する職員が136名ですので、正規の数で言うと262名。652名というのは、その2倍以上ということになります。

○教育長 そうですね。非常勤ですから、全員が毎日勤務しているということではないので、

2.5倍ぐらいです。よろしいでしょうか。

〔はいの発言〕

◆ 報告1 「DVD本体の保管場所の変更」（四谷図書館）について

○教育長 次に、事務局から報告を受けます。報告1について説明を受けて、質疑を行いたいと思います。説明をお願いいたします。

○中央図書館長 それでは、図書館資料のDVDにつきまして、本体の保管場所の変更について御報告をいたします。

概要にありますように、図書館の開架に設置している視聴覚資料のDVDについては、著作権補償処理済資料として他の資料より高価であるものが多いため、DVD本体のカウンター内への配置を進めて、一層の管理の適正化を図っているところでございます。中央図書館、下落合図書館は既に実施済みでございまして、計画では平成30年度、未実施の四谷図書館で実施をしております。これにより、DVD所蔵館全館の体制とするものでございます。

具体的には、視聴覚コーナーの開架棚にはDVDの空ケースを置き、ディスク本体はカウンターの中の専用スペースに分類して、資料番号順に保管するというものです。利用者の方は空ケースをカウンターに持ってきて、職員がそこに本体ディスクを充填して貸し出すと。返却時も、ディスクは保管場所に、空ケースは開架棚に職員が戻すというものでございます。

このため、自動貸出機での貸し出しは、DVDについてはできないこととなります。

実施時期ですが、中央図書館、下落合図書館では既に資料の3番に記載の日付で実施してございます。四谷図書館については、特別図書整理期間後、平成30年7月ごろを予定してございます。

利用者への周知については、開始約3か月前の広報により周知をし、それから図書館ホームページ、新宿区立図書館利用案内、声の図書館だより、館内掲示物等により周知を進めてまいります。

報告は以上でございます。

○教育長 報告が終わりました。

御意見等ございましたら、よろしく申し上げます。

よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○教育長 御意見、御質問がないようであれば、報告を終了させていただきます。

◆ 報告 2 その他

○教育長 次に、報告 2、その他ですが、事務局から報告事項がありますでしょうか。

○教育調整課長 特にございません。

◎ 閉 会

○教育長 では、以上で本日の報告事項を終了し、本日の教育委員会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

午後 3時30分閉会